

# 「県域水道一体化への支援」

【担当省庁】厚生労働省、総務省

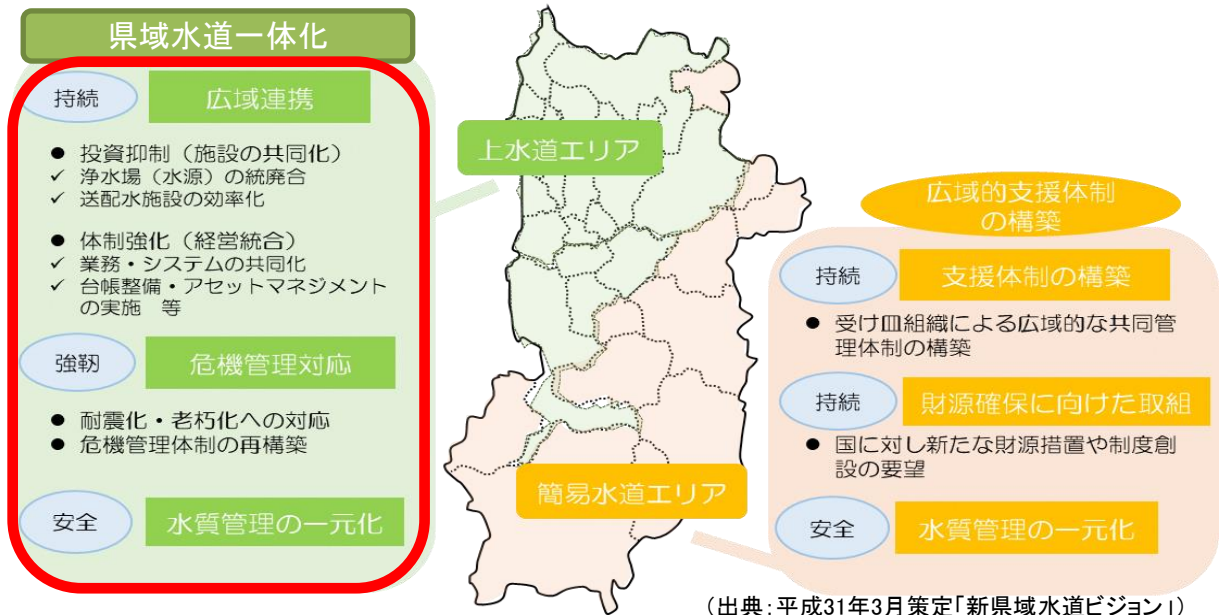
## 生活基盤施設耐震化等交付金の拡充

・水道施設の集約に伴う浄水場等の大規模施設の撤去費用について、  
交付対象に追加いただき、ありがとうございます。



## 奈良県における取組

奈良県では、人口減少等による水需要の減少、老朽化施設の更新・耐震化による投資の増大など、水道事業が抱える多岐にわたる課題を踏まえ、市町村と連携・協働して取り組む「奈良モデル」の一環として、県・市町村の垣根を越えた上水道エリアにおける「**県域水道の一体化**」を目指している。



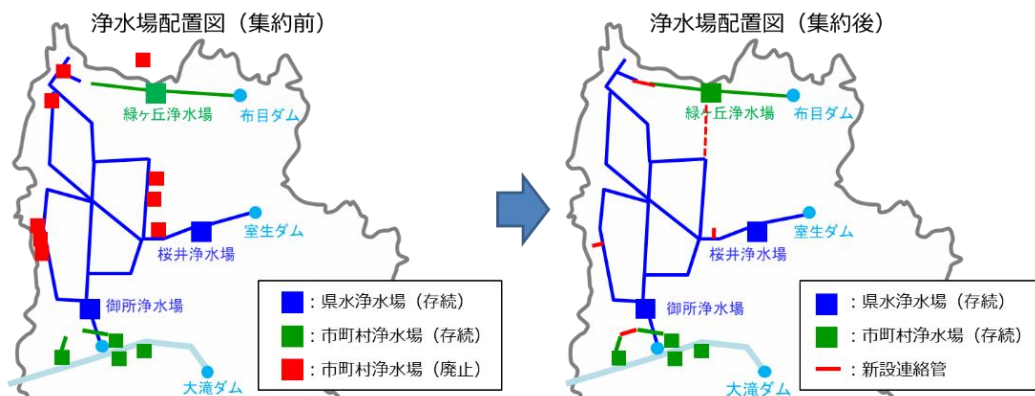
（出典：平成31年3月策定「新県域水道ビジョン」）

※県域水道一体化による効果額は約686億円と試算（令和2年11月）  
（投資抑制や国交付金の活用等による）。水道料金の上昇抑制も期待される。

## 【検討の状況】

- 令和3年1月25日 県と関係27市町村、奈良広域水質検査センター組合により「**水道事業等の統合に関する覚書**」を締結。  
（統合形態は事業統合、令和6年度までの企業団設立、令和7年度までの企業団による事業開始を目指すことなど、基本的事項について合意）
- 令和3年8月2日 企業団設立準備協議会を設置。第1回協議会を開催。
- 令和4年2月17日 第2回協議会を開催。**一体化の基本計画、骨子案**、一体化後の給水原価・供給単価の試算結果等について了承された。
- 令和4年度末を目処に企業団設立の合意形成を図る基本協定の締結を目指している。

## 市町村浄水場の集約案



### 【現状と課題】

- 施設の共同化や国交付金の活用等により、県と市町村の水道資源の最適化や水道料金の上昇抑制を目指しているが、**現行の水道事業運営基盤強化推進事業の交付対象は施設共同化に資する施設の新設等に限定されており、一体化後も残る浄水場の施設・設備の更新等は対象外となっている。**
- 一体化後に共同化するシステム(料金徴収システム等)の整備は、**一体化までに行っておく必要があるが、当該費用を広域化事業の交付対象とすると、原則10年間の交付期間が前倒しとなり、一体化後に活用する運営基盤強化等事業の活用期間が短くなる。**
- 企業債の償還が経営上の大きな負担**となっており、一体化を進める上でより健全な経営状況にしておくことが必要である。

【関係市町村】 奈良市ほか県内26市町村

## 国にお願いすること

### 1. 水道事業運営基盤強化推進事業の拡充【厚生労働省】

- 県域全体での水道資源の最適化の観点から一体化後も残る浄水場の施設・設備の更新費用については、施設共同化を伴わない場合であっても交付対象となるよう拡充していただきたい。**
- 一体化までに必要となるシステムの整備費用を対象とする、新たな交付金メニューを整備していただきたい。**

### 2. 地方財政措置の拡充【総務省】

- 県域水道一体化後の健全な経営のため、一体化に参加する自治体について、公的資金補償金免除の繰上償還を実施していただきたい。**
- また、その繰上償還の財源として、公営企業借換債の発行を可能としていただきたい。**

【県担当部局】

水道局 総務課、県域水道一体化準備室  
水循環・森林・景観環境部 水資源政策課